

平成 30 年 第 6 回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

平成 30 年 9 月 14 日 午後 1 時 30 分 浜北区役所 3 階 大会議室

2. 委員の出欠

出席 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保  
松尾康弘 横井利治 鈴木克育 根木常次 岡本純 藤村猪三  
高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司  
伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席 袴田博子 内山進吾 井上保典

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 小杉幸俊 石田潤司 木下穰 齋藤和也 河村幸一郎  
吉山和志 白柳伸枝 富永幹人 鈴木健吾 加茂真也

4. 審議事項

- |          |   |
|----------|---|
| 第 23 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可について                            |
| 第 24 号議案 | 農地法第 4 条の規定による許可について                            |
| 第 25 号議案 | 事業計画変更承認申請について                                  |
| 第 26 号議案 | 農地法第 5 条の規定による許可について                            |
| 第 27 号議案 | 非農地証明について                                       |
| 第 28 号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について                          |
| 第 29 号議案 | 相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る<br>特例農地等の利用状況の確認について |
| 第 30 号議案 | 農用地利用集積計画の決定について                                |

5. 報告事項

- |         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 報第 16 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について      |
| 報第 17 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について |
| 報第 18 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について |
| 報第 19 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について         |
| 報第 20 号 | 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について          |
| 報第 21 号 | 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について           |
| 報第 22 号 | 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について         |
| 報第 23 号 | 農地の地目変更登記に係る報告について                 |
| 報第 24 号 | 農業用施設証明について                        |

6. その他

## 議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、平成30年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ、欠席者3名、出席者21名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。欠席者は、議席番号10袴田博子委員、議席番号12内山進吾委員、議席番号21井上保典委員です。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会の宣告をお願いします。

会長 こんにちは。10日位前の天候から比べますと秋を感じますが、これが正常な気候かなと思っていますが、身体に気を付けていただきたいと思っています。まず、みなさんご存じかと思いますが、前会長の小楠さんが今月初めにお亡くなりになりました。急な知らせで驚いております。8月には遠州中央農協の選任委員の宮平前委員も亡くなられてまして、まだ50歳台後半で若い方を亡くしてしまいまして、重ね重ね一緒に農業委員として働いた仲間が亡くなったということで、お悔やみ申し上げたいと思います。関連して1つご説明させていただきたいと思います。農業委員が亡くなった場合ですが、現委員の場合は農業委員みなさんにお知らせしますが、前委員の場合にはお知らせしないこととなっております。今回、小楠前会長につきましては、今まで農業委員会に尽力された方ということで、みなさんにお知らせさせていただきましたことをご報告いたします。ご了承願いたいと思います。本日は浜北区役所ということで、会場も長細くなっておりますが、今回で、本庁、北区、浜北区と3会場を回って総会を行ったこととなります。来月は本庁に戻りますので、お間違えのないようお願いいたします。今回私の気持ちを少し聞いていただきたいことがございます。農業委員のネームプレートですが、これまでは証書のみ配り、配っていませんでした。農業委員の活動や会議では着用していただきたいと思い配っております。私自身、ネームプレートを付けることで、農家の親父が浜松市農業委員になるということで、責任のある発言や行動をするというスイッチの切り替えとしております。みなさんにも農業委員の活動や会議では、できるだけネームプレートを着用していただけたら嬉しく思います。ネームプレート1つ取っても、浜松市農業委員の一員として自覚を持って活動して行きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。それでは、座らせていただきます。それでは、ただいまから、平成30年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。ここからの進行につきましては、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは議事録署名人を私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは議席番号6番の袴田正保委員、議席番号7番の松尾康弘委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。第23号議案農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

鈴木健 今月の議案は地区笠井、整理番号105番外20件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が15件、贈与に係る案件が2件、使用貸借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が3件でございます。許可することができない場合を定めております農地法第3条第2項各号の判断につきましては、それぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に丸を付した案件について説明いたします。議案1ページの地区笠井、整理番号105、106番、議案3ページの地区庵玉、整理番号121番は同一受人の案件でございますので、併せて説明いたします。区分地上権に係る案件でございます。譲受人は、営農型太陽光発電設備を設置する計画のある[ ]です。今回、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分については農地法5条申請をし、パネル部分については農地の空中を利用することから区分地上権を設定するため、3条申請するものです。営農型太陽光の区分地上権は、営農者と設備設置者が違う場合に、下部農地の空中を利用するための権利を設定するものになります。申請地は、[ ]に位置する農地と、[ ]に位置する農地です。農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきます。

続きまして議案3ページ、4ページの地区庵玉、整理番号122、123、124、125番でございます。譲受人は昨年11月に浜北区[ ]に新たに会社を設立した農地所有適格法人、[ ]です。申請地は、本社の西側隣接地と東側150mに位置しております。取得後はトウモロコシ等飼料を付けしていく計画でございます。

以上の案件につきまして別添の調査書にあるとおり、許可することがで

きない場合を定めております、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当であると考えます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

整理番号105番、106番について、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号107番から110番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 調査会で審議した結果、問題はありませんでした。

議長 整理番号111番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号111地区湖東です。調査会において審議の結果、特に問題ございませんでした。

議長 整理番号112番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 整理番号112番庄内地区です。庄内地区の調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号113番から116番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 調査番号113から116番まで、地区調査会の審議の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号117番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高井 引佐地区調査会でなんら問題はありませんでした。

議長 整理番号118番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 調査会において、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号119番から125番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 はい、特に122番、123番、124番、125番については農地所有適格法人の所有権移転ということでございまして、2回目のことでございましたから、規模も大きかったこともあり慎重に審議をいたしました。他の案件も含めて、最適化推進委員及び調査員全員の承諾の下に、承認するというに至っております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

藤村 営農型太陽光について、下に何を植えますか。



田 中 地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 78 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果、問題ないということでございます。

議 長 整理番号 79 番について、新津・可美地区調査会の根木委員から願います。

根 木 整理番号 79 番、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 80 番について、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で、特に問題ございませんでしたという報告を受けております。

議 長 整理番号 81 番、82 番について、引佐地区調査会の高井委員から願います。

高 井 引佐調査会で何ら問題ございませんでした。

議 長 整理番号 83 番、84 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員から願います。

小 杉 地区調査会において、何の問題もありませんでした。

議 長 整理番号 85 番について、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員から願います。

森 島 はい、調査員及び最適化推進委員の同意をもって承認をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 24 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に第 25 号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

鈴木健 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承

認をすることができるかとされております。

今月の申請は、当初の許可済地全てを第三者が承継し転用する全部承継が1件でございます。地区赤佐、整理番号10番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である[ ]と、承継者である[ ]でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の転用事業者が、自宅敷地を拡張し、車庫、物置を建築するため、平成25年10月に農地法第5条の許可を受けました。その後、生活環境の変化により事業未着手のまま現在に至っております。承継者である[ ]は、申請地に分家住宅を計画したものでございます。申請地である浜北区尾野の畑は、[ ]のところに位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地に該当します。転用計画は、申請地の畑190㎡に建築面積63.49㎡の住宅を建設する計画であり、配置計画から見て適正な規模と認められるものでございます。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。排水計画は、汚水は合併浄化槽を通し、雨水排水とともに道路側溝へ排水する計画となっていること。都市計画法の許可及び資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案24ページ整理番号837番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見もないようですので、第25号議案事業計画変更承認申請については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に第26号議案農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案9ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

小杉 今月の申請案件は、地区中央、整理番号756番外90件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が2件、自己用住宅関連が49件、事業用の建物関連が3件、駐車場、資材置場など事業用のその他

施設への転用が8件、一時転用が13件、太陽光発電が16件でございます。  
また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が14件、第1種農地が7件、第2種農地が16件、第3種農地が54件でございます。  
それでは、丸を付しました転用規模の大きい3件についてご説明いたします。

議案9ページ、地区中央、整理番号756番をご覧ください。中区西丘町の畑5,032㎡について、流通業務施設を設けたいという申請でございます。  
申請者は、西区桜台一丁目に本社を置き、[ ]を営む[ ]でございます。この度、業務拡大のため新たな倉庫を建設したく、申請に及んだものでございます。申請地は、[ ]  
[ ]に位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。配置計画では、倉庫1棟、大型貨物自動車を含む25台収容の駐車場と敷地内に緑地を設ける計画であり、転用面積は適当と思われ  
ます。排水計画につきましては、汚水は合併浄化槽、雨水排水については、駐車場兼用の調整池と専用調整池を通して隣接する排水路に制限放流する計画となっていること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認、及び開発審査会の承認を受けており、都市計画法の開発許可の見込みもあること、また、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

続きまして議案11ページ、地区笠井、整理番号762番でございます。  
東区笠井新田町の田、4,816㎡について、砂利採取事業を行いたいという申請であります。申請者は、東区笠井新田町に本社を置き、主に[ ]  
[ ]を行っている[ ]でございます。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に及んだものであります。申請地は、[ ]  
[ ]のところに位置する農用地区域内農地であります。審査したところ、本転用事業は農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる一時転用に該当する転用事業であること、事業計画では、申請地を砂利採取場として使用し、採取場では1:1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積3,346㎡、最大掘削深が10m、総掘削量は13,935㎡を予定しております。  
工事期間中は、2mから5mの保安距離を確保し、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者が水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂



利採取事業事前審査を受け、措置報告書を提出していること、地元自治会及び近隣の学校とも事業中の安全対策について協議済であることから許可相当であると考えます。

続きまして議案 21 ページ、地区細江、整理番号 818 番、819 番でございます。この 2 件につきましては、同一申請者のため併せて説明いたします。北区細江町気賀の田と畑、14 筆、合計 18,463 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、東京都中央区の[REDACTED]です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地、2 筆を売買により取得、12 筆については地上権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。申請地は、[REDACTED]のところに位置し、周囲を山林に囲まれた田と畑になります。申請地の農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当する農地であると判断いたしました。事業計画では、申請地に 300W の太陽光パネル 5,280 枚を設置し、全体の発電能力が 1,584kW となる発電設備を設ける計画で、設備の配置計画から見て、転用規模は適当と思われること、敷地外周にはフェンス及び堰堤を設け、雨水は敷地内で貯留し自然浸透と、敷地内に 4 ヶ所、調整池を設けて川へ制限放流させる計画であること、経済産業省の設備認定を平成 30 年 3 月 20 日付けで受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

整理番号 756 番、757 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号 756 番、757 番の 2 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 758 番、759 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 ただいまの 2 件につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 760 番から 766 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 767 番から 778 番までについて、積志地区調査会の田中委員か

- らお願いします。
- 田 中 767 番から 778 番につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 整理番号 779 番、780 番の西区入野町分、781 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原 田 地区調査会において協議した結果、問題はありませんでした。
- 議 長 整理番号 782 番から 785 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
- 袴田正 整理番号 782 から 785 の 4 件、地区湖東です、調査会において協議の結果、特に問題ございませんでした。
- 議 長 整理番号 786 番、787 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
- 松 尾 はい、整理番号 786 と 787 ですが、地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 788 番から 790 番までについて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
- 横 井 はい、整理番号 788、789、790 番 3 件について、地区調査会で検討しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 791 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。
- 鈴木克 整理番号 791 番、地区調査会で審議の結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 792 番から 798 番までについては、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。  
調査会では、特に問題ございませんでしたということです。
- 議 長 整理番号 780 番の南区高塚町分についてと、799 番から 802 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根 木 780 番の南区高塚町分と 799 番から 802 番、地区調査会で検討した結果、何ら問題はございませんでした。
- 議 長 整理番号 803 番から 814 番までについて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。  
調査会では、特に問題はございませんでしたということです。
- 議 長 整理番号 815 番から 817 番までについて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡 本 都田地区の整理番号 815 番から 817 番について、審議しました結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 整理番号 818 番、819 番について、細江地区調査会の藤村委員から願

いします。

藤 村 整理番号 818、819 面積が多いんですけど、調査会の方で問題ないということですよ。以上です。

議 長 整理番号 820 番、821 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 はい、地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 822 番から 831 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 はい、整理番号 822 番から 831 番まで 10 件、地区調査会において何ら問題はありませんでした。

議 長 整理番号 832 番から 842 番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 はい、調査会におきまして、調査員、最適化推進委員いずれも認めるということでございますので、承認をいたしました。以上です。

議 長 整理番号 843 番から 846 番までについて、佐久間・水窪地区調査会の井上委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では、特に問題ございませんでしたということです。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

議 長 はい、森島委員。

森 島 改めて伺いますが、今日の案件の中に、営農型発電についての申請がいくつありますか。当地区調査会以外の再認定はないですね。

木 下 今月の申請の中にはありません。

議 長 高井委員。

高 井 太陽光の申請が多いんですが、どうしてか聞きたいんですが。農業をやるよりも、太陽光をやる方が良いと思って出ていると思うのですが、どうでしょうか。

議 長 事務局どうですか。

木 下 太陽光の申請が多いという質問ですが、制度が始まりまして、永久転用する場合は、2種農地、3種農地が転用目的として可能となりまして、段々と増えてきています。当初は、設備費が高く手を出す人が少なかったですが、最近は設置費が安くなってきたことと、周辺に設置している人が多くなってきているため、設置する人が増えてきているのではないかと感じています。農業との差となりますと、農家さん個人の判断になると思います。営農型に関しましては、そのまま農業を行っていくこととなりますので、周辺の農地への影響がないことを確認して設置している方が多いのでは

ないかと思っております。

議 長 はい、高井委員。

高 井 農業経営をしっかりやっているよりも、太陽光発電をやる方が儲かって利益になって楽だということが、このように増えている原因だと思いますが、会長はどのように思いますか。

議 長 太陽光の件につきましては、高井委員がおっしゃるように業者の進め方もあると思いますが、借り手がいないとか月々収入があるという魅力に負けて、営農型等を設置する方がいるのではないかと承知しておりますが、私自身も思うところがないことはないですが、規則等に則って申請してこられた場合は、許可をするしかないということになります。良いか悪いかではなく、規則に則ってということになります。ただ、白地の転用となると手を離れてしまいますが、青地の営農型となると先月森島委員が言われたように、こちらで監視というかしっかり毎年や3年おきに見ていくことが必要だと感じております。以上です。

議 長 はい、森島委員。

森 島 高井さんのご発言ですが、私も根っこではそのように思っております。本来は農業生産で生活していけるという農業が確立されていなければならないと思います。ただ、この話をここで会長に聞いても会長も困りますし、事務局はなお困ると思いますので、私の場合はこの間、農水省の担当に聞きました。農水省の役人のみなさんは頭が良いので、自分の責任になることは決して口にしません、今回の議論の中ではこのように言います。農業所得を補う手段として営農型の売電を経営の一角に組み入れてほしい。さらに、何を作るかについては、農水省は責任を持った立場で発言できないので、現場で対応してほしいとのことでした。国のガイドラインに従って3年毎、10年毎に全体の収穫の8割を確保できる営農型の発電を進めるのは、地元の責任だというスタンスです。農水省としては、責任を持って農業委員会を含めて、浜松市の行政や農協が然るべき推進をしてくださいということですので、高井さんの質問については農水省も承知していて、農家の経営に営農型を組み入れて欲しいと言っているということを紹介しておきます。

議 長 はい、高井委員。

高 井 営農型発電の更新が3年から10年になったということで、今後、10年が20年になることもあると思いますし、柵を作ると言っても本当にできるかと思えます。疑問に思ったので聞きましたが、事務局はしっかりしてもらいたいと思います。

議 長 事務局、お願いします。

木 下 榊を作付けされる方が多いのですが、高井委員の地区にも榊を植えている方がいて、順調に育っていると報告を受けております。榊に関しては浜松市としては実績が感じられるのかなと思います。すみません、先ほど森島委員から営農型の更新があるかのご質問について補足説明させていただきます。議案の 23 ページ赤佐地区の 833 番が更新になります。■■■■が 3 年前に許可を取りまして、榊を作付けして順調に育っているということで更新の許可をしております。

議 長 はい、森島委員。

森 島 更新の申請は浜松で何件目でしょうか。

木 下 更新は今回分も含めて 10 件目です。

森 島 10 件目ですか。農業委員会の更新のガイドラインが遅れていると思います。今回申請のあった営農型の更新の現地の榊については、3 年掛けて 40 c m 位になっています。元々成長の遅い作物ですので驚きはしませんが、成長していることを確認しているものについては、更新してもいいと判断しました。草に埋もれて成長していなかったり、枯れているものについては、営農型で農業をしている人に前もって言わなければならないということ、最適化推進委員や調査員と話をしています。浜松市全体としても更新にあたっての確認する仕事が遅れていると指摘しておきたいと思いません。以上です。

議 長 営農型の更新についてですが、私としても更新の際にはしっかりと指導し、万が一の場合には毅然たる態度をすべきだと思っております。

他に何かありますでしょうか。

議 長 はい、鈴木英雄委員。

鈴木英 太陽光の下の作物名に榊となっていますが、榊とヒサカキを合わせて榊と言っている場合もあると思いますが、榊というと山間地の日影でしかできなくて、ヒサカキはどこでもできるということですが、今の栽培方法ではなかなか成長しないのではないかと思いますので、点検をしっかりとお願いしたいと思います。

木 下 榊の成長具合ですが、各担当で年 1 回以上を確認しております。あと、営農の指導ですが、多くの方は営農センターで確認した上で書類を提出してもらっています。

森 島 農協の営農センターで確認しているんですか。営農センターから行政に連絡が来るんですか。

木 下 農協関係者からコメントをいただいて、営農者が農業委員会に提出しているということです。

森 島 事業者が農協のお墨付きを持って来るということですね。



相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富 永 相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた個人であること、相続人が相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を今回については終身で行うと認められる者であることを農業委員会が証明した個人であることが必要となります。この議案につきましては、皆様方に承認していただければ、要件を満たした者であるとして申請者宛て、適格者証明を交付して参ります。

それでは、地区三方原、整理番号 2 番です。被相続人は、平成 30 年 1 月 16 日に亡くなられた[ ]です。相続人は、北区初生町に同居されていました子の[ ]、45 歳です。申請地は、北区初生町[ ]、地目畑、1,720 m<sup>2</sup>外 13 筆、合計 16,587 m<sup>2</sup>です。平成 30 年 8 月 13 日に現地調査をした結果、みかんが耕作されていました。また、申請人からの聴取により、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた個人であること、申請人に今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認いたしましたので、申請者宛て、適格者証明を交付いたします。説明は以上です。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 28 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に、第 29 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 31 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富 永 今月は、地区長上、整理番号 11 番外 1 件です。相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区飯田、整理番号12番、南区下飯田町 [ ] についてご説明させていただきます。被相続人は、平成10年3月31日に亡くなられた、 [ ]。相続人は、南区下飯田町にお住いの、子の [ ]、53歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも4,838㎡です。9月1日に現地調査を実施しました。その結果、水稻が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。説明は以上です。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第29号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に、第30号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案33ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

白柳 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。平成30年度第6回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は平成30年9月20日となります。2枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表で、合計292筆、235,924.29㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での2筆をはじめとして、計26地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから22ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、23ページから27ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、29ページは農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転でございます。

それでは、内容について説明させていただきます。11ページの1番から12番、17ページの1番から19ページの39番、21ページの1番から22ページの16番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が67筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。



それでは、このうち集積面積の多いものについて抜粋してご説明いたします。17ページの4番から19ページの39番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が北区三ヶ日町津々崎■■■■■の水田、計23,301㎡を26名の農地所有者から10年5か月借受け、機構のルールに基づき、同地区内で水稻を作付けしている■■■■■に配分するものです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

はい、森島委員。

森島 浜松市農業委員会の制度が7月から変わっていますが、農用地利用集積計画は、既に貸し借りが成立しているものが記載されていますが、それ以外の部分は農地銀行に積み重なっていくのではないかと思います。国が農業委員会の制度を変える時に、農業委員会が許認可だけをやっているのでは農家からの理解を得られないということで、耕作放棄地を含めた運用通知を国全体の資源として有効活用できるように農業委員会は機能するように、農業委員会の制度が変えられたと考えると、農地銀行の議論が全く反映されていないのは片手落ちだと思います。それぞれの調査会で農地銀行に積み上げられた耕作放棄地があり、借り手がどれだけいるのかを半年に1回は確認する必要があると申し上げたいと思います。会長にもこのことについて受け止めていただき、日を改めて総会の場で方向性を示していただきたいとお願いしておきたいと思います。

議長 ご意見を預かりましたので、検討してご報告させていただきたいと思います。

他にはございませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第30号議案農用地利用集積計画については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に報告事項の報第16号から報第24号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 それでは、議案35ページ以降は報告事項でございます。

議案35ページから43ページ報第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について39件でございます。

次に、議案45ページ、46ページ報第17号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について9件でございます。

次に、議案 47 ページから 54 ページ報第 18 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 50 件でございます。

次に、議案 55 ページ、56 ページ報第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 10 件でございます。

次に、議案 57 ページ報第 20 号民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について 1 件でございます。

次に、議案 59 ページ報第 21 号滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について 1 件でございます。

次に、議案 61 ページ報第 22 号時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について 2 件でございます。

次に、議案 63 ページ報第 23 号農地の地目変更登記に係る報告について 4 件でございます。

議案 65 ページ報第 24 号農業用施設証明について 2 件でございます。

報告は以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おきをいただきたいと思います。それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

議 長 はい、小杉委員。

小 杉 農地利用最適化推進委員のことですが、利用状況調査と一緒に回っていますが、車で狭い道路で地元の方に避けてもらう時に、不審な目で見られることがあります。農地巡回中とわかるように車に貼れるステッカーのようなものがあると、地元の方にも巡回中だと一目でわかるのでいいのではないかと思います。

議 長 事務局、返答が可能でしたらお願いします。

河 村 集積グループ長の河村です。お話しのありましたステッカーですが、マグネット式のものが十数枚あると思いますので、活用できるようにしていきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、枚数は十数枚あるということですか。

河 村 本庁には 12、13 枚はあったと記憶していますが、全員分はないと思いますので、枚数を確認してから対応させていただきたいと思います。

議 長 必要な方にはお配りし、あとは補充していただければと思います。

小杉委員、貴重な意見をありがとうございます。他にご意見ございませんか。

議 長 はい、森島委員。

森 島 この会議で出ている意見については、会長が記憶して受け止めるだけではなく、然るべき方向性を示していただいて、事務局は今日の議論を踏ま

えて、次回の会議から変えるべきところは変える、その結果については次の会議で報告していただきたいと思います。議論をしてもそれが活かされないと時間の無駄ですので、この会議を有益なものにするには委員の意見を受け止めていただいて、会長と事務局で擦り合わせをしていただいて、できるだけ早くこの場に提出していただきたいと思います。事務局が報告しないと会長が事務局に指示をしていないように見えるので、会長から指示があったことについては報告してもらいたいと思います。以上です。

議長 指示はしているつもりですが答えが出ていないということですので、早急に出すようにしたいと思います。

他にございますでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

鈴木智 事務局から連絡事項でございます。今後の会議予定でございます。

次回、第7回農業委員会総会です。10月15日月曜日。場所は一周しまして市役所北館1階、101・102会議室となります。

次に、農業委員会先進地視察研修、一泊研修でございます。日は、10月18日木曜日と19日金曜日。視察先は岐阜県恵那市、岐阜市でございます。詳細につきましては、10月の調査会で参加者あてに通知を予定しております。

次に、西部農業委員会協議会先進地視察研修。こちらは日帰りの研修でございます。日は、11月19日月曜日を予定しております。視察先としては、島田市を予定しております。詳細につきましては、11月の調査会で参加者あてに通知を予定しております。

西部農業委員会協議会では、来年2月に研修を予定しておりますが、今年度のテーマとしましては、農地利用の最適化の推進を予定しております。その際の講師等に関しましてご意見がございましたら、9月末までに事務局へご連絡いただきたいと思います。予算等の関係がありますのでご意見を全て叶えられるかわかりませんが、情報がありましたらよろしく願います。

次に、農業委員会組織による平成30年7月の豪雨災害義援金につきましては、本日までに総勢80人から計58,500円をお預かりしております。今後、全国農業会議所へ振り込みを行ってまいります。義援金の募集活動にご協力いただきまして、ありがとうございました。

最後でございます。総会後に役員・幹事合同連絡会が引き続きございますので、役員及び幹事のみなさまにつきましては、引き続きこの場にお残りいただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご審議ありがとうございました。これを持ちまして、第6回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間            午後2時45分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

平成30年9月14日

会    長            松島 好則

委    員            袴田 正保

委    員            松尾 康弘